

山本 奈央 議員

北海道町村議会議長会 議会広報研修会

「読者に読まれる議会報の企画と編集」について研修を受けてきた。

(1) 議会の広報公聴活動。では、広報公聴の定義は「自治体広報の理念に基づいた多面的コミュニケーションの実践により自治体（行政・議会）と住民の双方の意識・行動変容を促進し、両者の信頼・協働関係を構築・維持すること」で簡単に言うと関係作づくりのこと。行政・議会は「知る、関心を持つ、理解する、納得する、共感する、参加する、行動する、共有する」をしてもらうために広報紙やホームページ、SNS、チラシやポスターなどを活用し関係を作っていく。

(2) 議会報の課題。では、各議会でどのような議会だよりを作りたいのか話し合うことが必要。議会だよりの読者を増やすために「伝わる」ことを大切にする。「伝わる」ために「伝える」内容として、議会と住民それぞれの視点を掲載したり、わかりやすい紙面、読みやすい紙面、見出しでわかる紙面、読みたくなる紙面を目指すなどの例があげられた。

(3) 議会報の何を変えるか。では「伝わる」ための企画と表現について解説があった。「伝わるために伝える」ためには情報の量と質に気をつける。情報は住民生活に与える影響を考慮して、条例、人事、契約についての報告を削ってみてもよい。質を上げるためには、見出しを「読む」見出しから「見る」見出しに変更する、わかりやすくするためにリード文をつける、本文に易しい言葉を使いわかりやすい内容にする、レイアウトに気をつける、図やグラフや表を使うなどの解説をうけた。

(4) メディアの役割と戦略的広報。では、住民に関心をもってもらうためにどのように働きかけるか、メディアの各媒体をどのような役割で使っていくかなどの解説をうけた。

(5) 議会広報クリニック。では、(1)～(4)のことを参考に、豊富町、雄武町、音更町、中札内村、本別町、別海町の議会だよりを実例に上げ解説をうけた。表紙についてはどんな写真だと目に留まりやすいか手にとってもらえるか、タイトルの付け方や字体、罫線の使い方、関係する情報は流れが繋がるようにまとめる。など実践で使っていける情報を学んだ。

今後も清水町の議会に関心をもってもらえるように議会だよりをよりわかりやすく伝わるように今日の研修で学んだことを活かしていきたい。

別記様式（第6条関係）

令和6年9月17日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 田村 幸紀

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 北海道町村議会議長会議会広報研修会
- 2 研修日時 令和6年8月20日（火）
- 3 研修先 ホテルポールスター札幌
- 4 研修目的 議会の活性化に資するため。

内容「読者に読まれる議会報の企画と編集」

講師：金井茂樹氏（一社）自治体広報広聴研究所代表理事・広報アドバイザー
次の6項目に沿って講義を受けた。

- 1.議会の広報広聴活動
 - 2.議会報の課題
 - 3.議会報の何を変えるか
 - 4.メディアの役割と戦略的広報
 - 5.議会報クリニック
 - 6.まとめ
- 5 成果（具体的に）
- 議会報とは議会活動のお知らせであり政策広報の視点から記述する。
 - ✓ 町民と協働による課題解決を実現するには、町民の声を聴き（広聴）、委員会等による調査・視察による情報収集（広聴）を行い、それらの情報や問題意識を共有（広報）し共感を得て、町民参加を求めることが重要である。
 - ✓ お知らせ要素だけではなく課題を共有
 - ✓ 将来的に協働による解決を探る意識
 - 町民の意識と行動変容
 - ✓ 広報広聴とは多面的コミュニケーション
 - ✓ 自治体と町民の双方の意識と行動変容を促し、信頼と協働関係を構築
 - ✓ 人はどのように意識が変わり、行動に至るのかを考えることが重要

- ✓ 認知→関心→理解→納得→共感→参加→行動
- ✓ 「伝える」≠「伝わる」
- ✓ 伝わる議会広報＝理解してもらえらる議会広報になることが重要
- ✓ 企画と編集の向上（読者の関心を高め理解を深める努力）
- 議会広報の見た目だけを良くするのではなく、議会本来の目的と議事内容を住民に理解してもらうことが最も重要な役割
- 写真のキャプションやリード文など、読者の町民を意識した読み物としての構造を組み立てる必要
- 議会だよりを発行することに限らず、議会の広報広聴活動には大きな目的と意義があり、議会だよりを通じて共有し行動促進を起こすことが重要
- 議会広報のデザインの刷新、レイアウトの改善には日々精進しなければならないことだが、デザイン性のみに気を取られ議会広報の本質を見失うことがあってはならない
- 広報媒体を通じて生まれる双方向のコミュニケーションが活発になるために、何を伝えたいか、何を伝えなければならないか、町民は何が知りたいのか、町民に何を知らせなければならないのか。この根幹ともいえる議会広報の目的意識だけはぶれずに編集発行作業にあたらなければならないと自覚した。

別記様式（第6条関係）

令和 年 月 日

清水町議会議長 山下 清美 様

清水町議会議員 中島 里司

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 北海道町村議会議長会議会広報研修会
- 2 研修日時 令和6年8月20日（火）
- 3 研修先 ホテルポールスター札幌
- 4 研修目的 議会の活性化に資するため。
- 5 成果（具体的に）

。議会報で伝えること（特に）

1. 議会が議案を慎重に審議したこと。
2. 執行部の案が常に100点でないこと。
3. 各議員の政策提案、監視のすべ、言動を。

。紙面は限られている、多数制限のなかで、正確に伝える
努力、工夫を、

。一般質問の「……について」は避けるべきではないが

※ この研修は委員だけでなく、全議員が任期中に
一度は受けるべきであると思う。